水際措置実施以前に査証(ビザ)免除であった国・地域籍者

渡航目的		提出資料				
		申請人が準備する書類	注	日本側が準備する書類	注	
		① 查証申請書	<u>#1</u>	① 戸籍謄本 (発行から3ヶ月以内) (原本)	<u>#5</u>	
		(6か月以内に撮影した	<u>#2</u>	② パスポートの身分事項ページ (写し)	<u>#3</u>	
		カラー顔写真貼付)		(※香港又はマカオ居住者の場合)		
		② パスポート (原本+写し)	<u>#3</u>	③ 香港又はマカオ ID (写し)		
		③ 香港又はマカオ ID		(※香港又はマカオ居住者の場合)		
(1)	日本人の親族	(原本+写し)		④ 世帯全員が記載された住民票(原本)	<u>#7</u>	
		④ 有効な香港又はマカオの滞	<u>#4</u>	(※本邦居住者の場合、発行から3ヶ月以内)		
		在許可(原本+写し)				
		(※永久居民の方は不要)				
		⑤ 数次查証発給希望理由書				
		(※数次査証希望の場合)				
	永住者の親族	同上		① 永住者との身分関係を立証する資料 (原本+写し)	<u>#5</u>	
				② パスポートの身分事項ページ (写し)	<u>#3</u>	
(-)				(※香港又はマカオ居住者の場合)		
(2)				③ 香港又はマカオ ID (写し)		
				(※香港又はマカオ居住者の場合)		
				④ 在留カード (表・裏) (写し)		
	定住者の配偶者又は子	の配偶者又は子 同上		① 定住者との身分関係を立証する資料 (原本+写し)	<u>#5</u>	
				② パスポートの身分事項ページ (写し)	<u>#3</u>	
(-)				(※香港又はマカオ居住者の場合)		
(3)				③ 香港又はマカオ ID (写し)		
				(※香港又はマカオ居住者の場合)		
				④ 在留カード (表・裏) (写し)		
(4)	++17) > E +10.41++			① 本邦在留者との身分関係を立証する資料 (原本+写し)	<u>#5</u>	
(4)	本邦に長期滞在する親	同上		② パスポートの身分事項ページ(写し)	<u>#3</u>	
	族を訪問する方			③ 在留カード (表・裏) (写し)		
				① 本邦在留者との関係性を立証する資料 (原本+写し)	<u>#6</u>	
				② パスポートの身分事項ページ (写し)	<u>#3</u>	
(5)	60 I 3688			(※招へい者が外国人の場合)		
(5)	知人訪問			③ 在留カード (表・裏) (写し)		
	(※本邦在留者と親族			④ 世帯全員が記載された住民票(発行から3ヶ月以内)(原本)	<u>#7</u>	
	に準ずる関係(婚約	<u>_</u> .		(※葬儀に参列する場合は、招へい者の住民票)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	者、事実婚関係等)に	同上		⑤ 招へい理由書 (原本) (誓約事項)	<u>#8</u>	
	ある方、結婚式又は葬 儀に参列する方、病気			⑥ 身元保証書 (原本)	<u>#9</u>	
	(戦に参列する方、病気の知人を訪問する方)			⑦ 招待状や行事案内 (写し)		
	v/州八で副門りの <i>刀)</i>			(※結婚式又は葬儀に参列する場合)		
				⑧ 診断書など病状を立証する資料 (写し)		
				(※病気の知人を訪問する場合)		
				1/2		

申請人が準備する書類の注意事項

#1 査証申請書(書式あり)

- (注1) 記載事項欄は全て記入し、該当する事項がない場合は「なし」と記入してください。
- (注2) 申請人が学生である場合(幼稚園を含む)は、職業欄に学校の名称、住所、電話番号を記入してください。
- (注3) 身元保証人欄及び招へい人欄について
 - 動問の場合は、日本にいる親族や知人の氏名、住所、電話番号等を記入してください。
 - ② 同伴する場合は、身元保証する日本人や永住者等の氏名、住所、電話番号等を記入してください。
- (注 4) 申請人署名欄は、申請人本人の署名が必要です(パスポートの署名と同一のもの。未就学の幼児は親権者の サインで可)。

【トップへ戻る】

#2 カラー写真1枚

(注) 6か月以内に撮影したカラー写真(縦45mm×横35mm、正面、無帽、無背景)を提出してください。

【トップへ戻る】

#3 パスポート (原本+写し)

- (注1) 身分事項ページ、署名のあるページ、有効な香港又はマカオの滞在許可及び日本の査証(ビザ)、 出入国スタンプのあるページの写しを提出してください。
- (注2) パスポートの署名欄には、申請人本人の署名が必要です(未就学の幼児を除く)。

<u>トップへ戻る</u>

#4 有効な香港又はマカオの滞在許可(原本+写し)

(注) 旧パスポートに貼付されている場合は、旧パスポートの身分事項ページ、有効な香港又はマカオの滞在許可 のあるページの原本及び写しを提出してください。

【トップへ戻る】

日本側が準備する書類の注意事項

#5 親族との身分関係を立証する資料 (原本+写し)

- (注1) 親族との関係を証する資料(戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等)を提出してください。戸籍謄本である 場合は、発行後3か月以内に限ります。送付受付停止により戸籍謄本の送付が困難な場合には、原本に代えて 写しでの提出も可能です。
- (注 2) 日本人の親族で戸籍謄本を提出できない場合には、婚姻証明書、出生証明書等の身分関係を立証する資料及び 戸籍謄本を用意できない説明書(任意様式)を提出してください。

<u>トップへ戻る</u>

#6 知人との関係性を立証する資料 (原本+写し)

(注) 立証資料の提出ができない場合は、招へい理由書に関係を詳しく記載のうえ、二人が写った写真(写っている 人物名、場所、経緯等を明記)やメールでのやりとりなど、交際状況がわかる資料を提出してください。

【トップへ戻る】

#7 住民票(原本)

(注) 住民票は、世帯用(家族全員の続柄が記載されているもの)で、発行後3か月以内に限ります。送付受付停止 により住民票の送付が困難な場合には、原本に代えて写しでの提出も可能です。

【トップへ戻る】

#8 招へい理由書(原本) (書式あり) (誓約事項)

- (注1) 招へい目的は、「親族訪問」、「知人訪問」等の漠然とした記載ではなく、本邦においてどのような活動を 行おうとしているのかを具体的に記載してください。
- (注2) 招へい人の欄は、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。
- (注3) 申請人の氏名はアルファベットで表記してください。申請人が複数の場合は、申請人代表者氏名の後に「他〇〇名、別添名簿の通り」と記入し、申請人全員分の国籍、氏名、職業、生年月日を列記した名簿を添付してください。

【トップへ戻る】

#9 身元保証書(原本)(書式あり)

- (注1) 身元保証項目は、一項目でも欠落していると書類不備となります。
- (注2) その他の記載要領は、招へい理由書に準じます。
- (注3) 身元保証人が外国人の場合は、在留資格を有している方に限ります。

【トップへ戻る】